

富士川町耐震改修促進計画

平成 21 年 1 月 (旧増穂町)

平成 21 年 7 月 (旧鰻沢町)

平成 28 年 3 月 (改定)

令和 3 年 3 月 (改定)

令和 8 年 3 月 (改定)

富 士 川 町

目 次

| | |
|--|----|
| 序 章 | 1 |
| 1. 計画改定の背景と目的 | 1 |
| 2. 本計画の位置づけと他の計画との関係 | 1 |
| 3. 計画の期間 | 2 |
| 4. 対象建築物 | 2 |
| 第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標 | 6 |
| 1. 想定される地震の規模・被害 | 6 |
| 2. 耐震化の現状と目標 | 8 |
| 第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策 | 15 |
| 1. 耐震化に係る基本的な取り組み方針 | 15 |
| 2. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 | 15 |
| 3. 地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の耐震化 | 16 |
| 4. 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進 | 19 |
| 5. 耐震化の促進を図るための支援策 | 20 |
| 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | 23 |
| 1. 相談体制の整備及び情報提供の充実 | 23 |
| 2. パンフレットの作成・配布や講習会の開催 | 23 |
| 3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導 | 23 |
| 4. 自治会等との連携に関する事項 | 23 |
| 5. 耐震啓発ローラー作戦による啓発 | 24 |
| 6. 県、市町村、建築関係団体による連携 | 24 |
| 7. 税制の周知・普及 | 24 |
| 第4章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等 | 25 |
| 1. 耐震改修促進法による指導等 | 25 |
| 2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施 | 25 |

序 章

1. 計画改定の背景と目的

耐震改修促進計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的に、旧増穂町は平成 21 年 1 月に、旧鵜沢町は平成 21 年 7 月に策定しました。

その後、平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生などを背景として、平成 25 年 11 月の耐促法改正により、一定規模以上の建築物及び緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震診断が義務付けられました。さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀の倒壊被害を踏まえ、平成 31 年 1 月の耐促法改正により、緊急輸送道路等の避難路沿道に位置する組積造の塀（ブロック塀等）が耐震診断の義務付け対象に追加されました。本町では、耐促法改正などに対応するため、本計画を令和 3 年 3 月に改定しました。

近年においては、令和 6 年 1 月には、能登半島地震が発生し、木造住宅などの建築物をはじめ、道路等のライフライン等への甚大な被害が発生しています。

さらに、本町は、東日本大震災を上回る甚大な被害が想定されている南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されていることから、地震による建築物の被害・損傷を最低限にとどめ、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化の推進が急務となっています。

令和 7 年 7 月には、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が一部改正され、新たな施策や目標が示されていることから、計画期間を 5 年間延長するとともに、耐震化率の目標を見直し、町内の住宅・建築物の耐震化を一層促進するために計画を改定するものです。

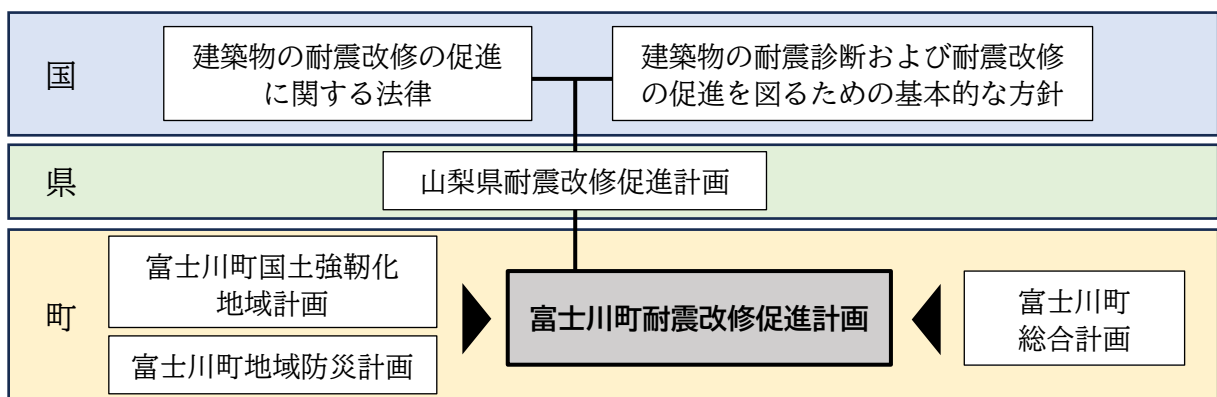
○計画改定の経緯

- 平成 21 年 1 月： 平成 20 年度から平成 27 年度の 8 年計画を策定（旧増穂町）
- 平成 21 年 7 月： 平成 21 年度から平成 27 年度の 7 年計画を策定（旧鵜沢町）
- 平成 28 年 3 月： 富士川町として計画を見直し、5 年延長の計画として改定
- 令和 3 年 3 月： 計画を見直し、5 年延長の計画として改定
- 令和 8 年 3 月： 計画を見直し、5 年延長の計画として改定

2. 本計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定したものです。

また、富士川町国土強靱化地域計画、富士川町地域防災計画や山梨県耐震改修促進計画などの計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、定めたものです。



3. 計画の期間

平成 20 年度から令和 7 年度までの計画期間を 5 年延長し、令和 12 年度までとします。

なお、社会情勢の変化や本計画の実施状況に適切に対応するため、適宜、検証を行い、必要に応じ、計画の改定を行います。

4. 対象建築物

本計画の対象建築物は、住宅及び特定既存耐震不適格建築物とします。

ここで「住宅」とは、戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅です。

また、「特定既存耐震不適格建築物」とは、法第 14 条に規定する既存耐震不適格建築物（建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物）とします。

表. 対象建築物

| 区 分 | | 内 容 | |
|-------|--------------|--|------|
| 住 宅 | | 戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅 | |
| 建 築 物 | 特定既存耐震不適格建築物 | 法第14条に規定する建築物で①～③に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物 | |
| | ①法第14条第1号 | 多数の者が利用する建築物 | 3項参照 |
| | ②法第14条第2号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 4項参照 |
| | ③法第14条第3号 | 山梨県耐震改修促進計画又は富士川町耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。） | 5項参照 |

(1) 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表. 法第14条第1号に該当する建築物

| 法 | 政令第6条 第2項 | 用 途 | 規 模 | |
|---|-------------------------------|--|-------------------------------|----------------------------------|
| 第14条第1号 | 第1号 | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所 | 階数2以上かつ500㎡以上 | |
| | 第2号 | 小学校等 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む) |
| | | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 | |
| | 第3号 | 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く） | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | |
| | | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | |
| | | 病院、診療所 | | |
| | | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | |
| | | 集会場、公会堂 | | |
| | | 展示場 | | |
| | | 卸売市場 | | |
| | | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗 | | |
| | | ホテル、旅館 | | |
| | | 賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿 | | |
| | | 事務所 | | |
| | | 博物館、美術館、図書館 | | |
| | | 遊技場 | | |
| | | 公衆浴場 | | |
| | | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | |
| | | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | |
| | 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | |
| 第4号 | 体育館（一般公共の用に供されるもの） | 階数1以上かつ1,000㎡以上 | | |

※賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、法に基づき、以下のとおりとします。

表. 法第14条第2号に該当する建築物

| 法 | 政令第7条第2項 | 危険物の種類 | | 数 量 |
|---------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------|---|
| 第14条第2号 | 第1号 | 火薬類 | 火薬 | 10トン |
| | | | 爆薬 | 5トン |
| | | | 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 | 50万個 |
| | | | 銃用雷管 | 500万個 |
| | | | 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 | 5万個 |
| | | | 導爆線又は導火線 | 500キロメートル |
| | | | 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 | 2トン |
| | | | その他火薬又は爆薬を使用した火工品 | 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量 |
| | 第2号 | 石油類 | 消防法第2条第7項に規定する危険物 | 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量 |
| | 第3号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類 | | 30トン |
| | 第4号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 | | 20立方メートル |
| | 第5号 | マッチ | | 300マッチトン※ |
| | 第6号 | 可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く) | | 2万立方メートル |
| | 第7号 | 圧縮ガス | | 20万立方メートル |
| 第8号 | 液化ガス | | 2,000トン | |
| 第9号 | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る） | | 20トン | |
| 第10号 | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る） | | 200トン | |

※マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200個、約120kg。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、下記により定める「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。なお、要安全確認計画記載建築物は対象から除かれます。

本計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路は、「第2章 3. 地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の耐震化」で示します。

①前面道路幅員が12mを超える場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(L/2+X)を超える建築物

②前面道路幅員が12m以下の場合
道路境界からX離れた地点の高さが
(6m+X)を超える建築物

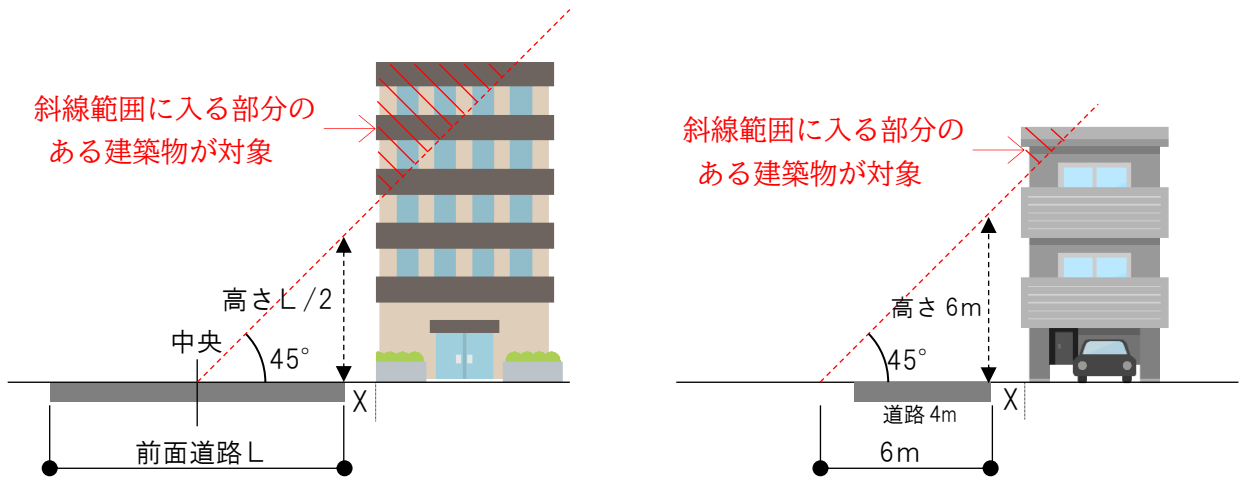


図. 一定の高さ要件

第1章 住宅・建築物の耐震化に関する目標

1. 想定される地震の規模・被害

(1) 想定される地震の規模

本計画では、富士川町地域防災計画（令和4年改訂版）に基づき、山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）による想定地震を想定します。

表 1-1 想定される地震の規模

| 震源断層（海溝型） | 地震規模 M (Mw) | 震源断層（活断層） | 地震規模 M (Mw) |
|-----------------------|-----------------|--|------------------------------------|
| 1_南海トラフの巨大地震(東側ケース) | M9 クラス (9.0) | 3_糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間 | 7.4(6.8) |
| 2_首都直下地震(M7クラス・立川市直下) | M7 クラス (7.3) | 4_糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間 | 7.6(7.0) |
| 10_(参考)首都直下地震(M8クラス) | M8 クラス (8.0) | 5_曾根丘陵断層帯 | 7.3(6.8) |
| | | 6_扇山断層 | 7.0(6.5) |
| | | 7_身延断層 | 7.0(6.5) |
| | | 8_塩沢断層帯 | 6.8(6.4) |
| | | 9_富士川河口断層帯 陸域部(セグメントA), 海域部(セグメントB) | セグメントA 7.2(7.3) セグメントB 8.3(7.8) |

※番号は上の図に対応する。

(出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）)

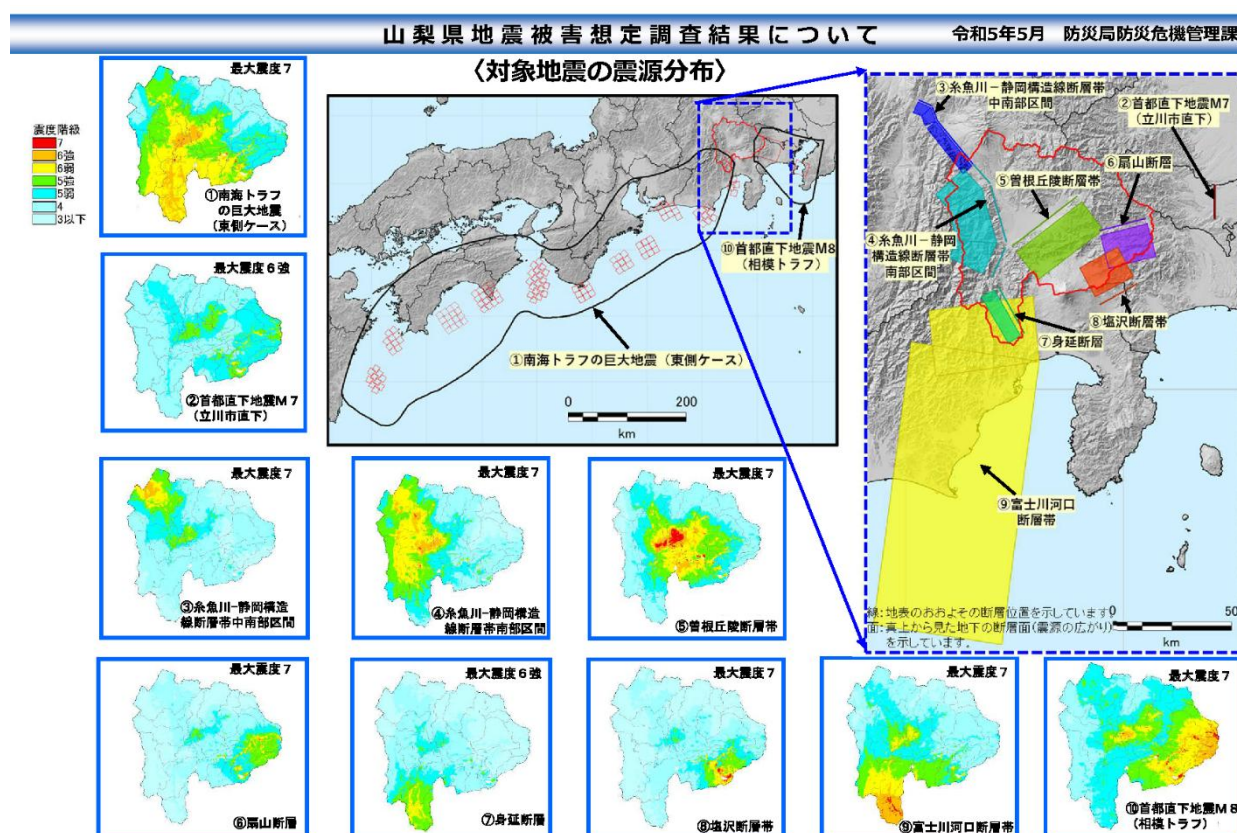


図 1-1 想定地震の震度分布と震源の位置

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）によると、本町の人的被害は、次のとおりです。（表1-2）特に、南海トラフの巨大地震、糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間および南部区間の地震による大きな被害が想定されています。

表1-2 想定される地震による人的被害想定 （単位：人）

| 地震 | 被害 | 死者数 | 負傷者数 | | 合計 | |
|-----------------------|----|-----|------|-----|-----|-------|
| | | | 軽傷者 | 重傷者 | | |
| 南海トラフの巨大地震 （東側ケース） | | 184 | 783 | 530 | 253 | 967 |
| 首都直下地震（M7クラス立川市直下） | | 0 | 6 | 5 | 1 | 6 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間 | | 17 | 129 | 107 | 22 | 146 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 | | 231 | 935 | 597 | 338 | 1,166 |
| 曾根丘陵断層地震 | | 208 | 838 | 540 | 298 | 1,046 |
| 扇山断層 | | - | - | - | - | 0 |
| 身延断層 | | 1 | 9 | 8 | 1 | 10 |
| 塩沢断層 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 富士川河口断層帯 | | 22 | 167 | 138 | 29 | 189 |

※「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

（出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月））

(3) 建物被害

山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）によると、本町の建物被害は、次のとおりです。（表1-3）特に、人的被害と同様に、南海トラフの巨大地震、糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間および南部区間の地震による大きな被害が想定されています。

表1-3 想定される地震による建物被害想定 （単位：棟）

| 地震 | 被害 | 液状化による被害 | | 揺れによる被害 | | 急傾斜地崩壊による被害 | | 火災による 焼失棟数 | 合計(棟) | |
|-----------------------|----|----------|-----|---------|-------|-------------|-----|---------------|-------|-------|
| | | 全壊数 | 半壊数 | 全壊数 | 半壊数 | 全壊数 | 半壊数 | | 全壊数 | 半壊数 |
| 南海トラフの巨大地震 （東側ケース） | | 80 | 375 | 2,899 | 1,989 | 4 | 6 | 215 | 3,197 | 2,369 |
| 首都直下地震（M7クラス立川市直下） | | 17 | 90 | 6 | 35 | 0 | 1 | - | 24 | 126 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間 | | 19 | 102 | 252 | 573 | 1 | 1 | - | 272 | 676 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間 | | 66 | 318 | 3,868 | 2,008 | 3 | 4 | 336 | 4,273 | 2,330 |
| 曾根丘陵断層地震 | | 71 | 341 | 3,445 | 1,843 | 2 | 3 | 724 | 4,243 | 2,187 |
| 扇山断層 | | - | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 |
| 身延断層 | | 11 | 59 | 12 | 43 | 1 | 1 | - | 23 | 104 |
| 塩沢断層 | | 0 | 0 | 0 | 1 | - | - | - | 0 | 1 |
| 富士川河口断層帯 | | 57 | 274 | 332 | 721 | 3 | 5 | - | 391 | 1,000 |

※「-」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

（出典：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月））

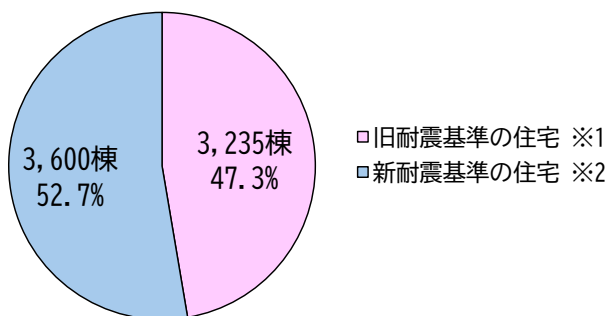
2. 耐震化の現状と目標

(1) 住宅建築時期別の状況等

令和7年1月1日時点の家屋課税台帳から把握した町内の住宅総数は、6,835棟であり、旧耐震基準の住宅は、3,235棟で全体の47.3%を占めています。

表 1-4 建築時期別住宅数 (単位：棟)

| 住宅総数 棟数 (棟) | 旧耐震基準の住宅 ※1 | | 新耐震基準の住宅 ※2 | |
|----------------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 棟数 (棟) | 割合 (%) | 棟数 (棟) | 割合 (%) |
| 6,835 | 3,235 | 47.3 | 3,600 | 52.7 |



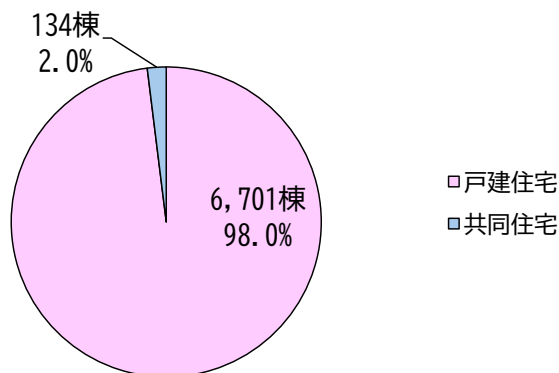
※1 家屋課税台帳の建築年が昭和56年5月31日以前である住宅

※2 家屋課税台帳の建築年が昭和56年6月1日以降である住宅

町内の住宅を建て方別に見ると、戸建て住宅が全体の98.0%を占めています。また、戸建て住宅の48.1%が旧耐震基準の住宅です。一方、共同住宅においては、旧耐震基準住宅の割合が8.2%となっており、戸建て住宅に比べ新しいものの割合が多くなっています。

表 1-5 建て方別建築時期別住宅数 (単位：棟)

| 住宅総数 ① | 6,835 | | 旧耐震基準の住宅 | | 新耐震基準の住宅 | |
|--------|----------|------------|----------|------------|----------|------------|
| | 棟数 (棟) ② | 割合 (%) ②/① | 棟数 (棟) ③ | 割合 (%) ③/② | 棟数 (棟) ④ | 割合 (%) ④/② |
| 戸建て住宅 | 6,701 | 98.0 | 3,224 | 48.1 | 3,477 | 51.9 |
| 共同住宅 | 134 | 2.0 | 11 | 8.2 | 123 | 91.8 |

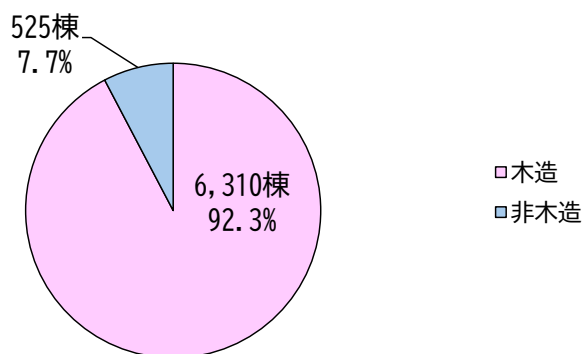


住宅の構造別に見ると、木造住宅は6,310棟あり、全体の92.3%を占めています。

また、旧耐震基準の住宅では、木造住宅が3,097棟あり、旧耐震基準の住宅全体の95.7%を占め、新耐震基準の住宅では、木造住宅が3,213棟あり、新耐震基準の住宅全体の89.3%を占めており、木造住宅が大多数であることがわかります。

表 1-6 構造別建築時期別住宅数 (単位：棟)

| 構造 | 住宅総数 ① 6,835 | | 旧耐震基準の住宅 ③ 3,235 | | 新耐震基準の住宅 ⑤ 3,600 | |
|-----|-----------------|--------------|---------------------|--------------|---------------------|--------------|
| | 棟数(棟) ② | 割合(%) ②/① | 棟数(棟) ④ | 割合(%) ④/③ | 棟数(棟) ⑥ | 割合(%) ⑥/⑤ |
| 木造 | 6,310 | 92.3 | 3,097 | 95.7 | 3,213 | 89.3 |
| 非木造 | 525 | 7.7 | 138 | 4.3 | 387 | 10.8 |

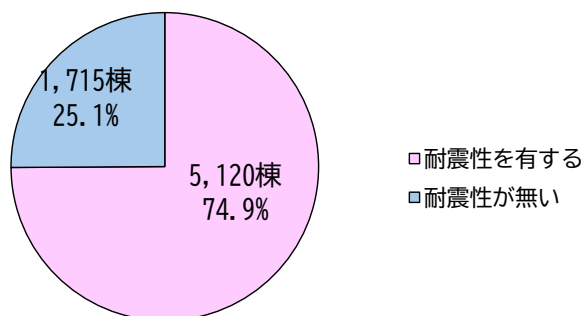


(2) 住宅の耐震化の現状

令和7年1月1日時点において、新耐震基準の住宅数に、旧耐震基準の住宅のうち耐震性を有するものを加えると、耐震性のある住宅数は5,120戸になり、町内における住宅の耐震化率は74.9%と推計されます。

表 1-7 住宅の耐震化の現状 (単位：棟)

| 住宅総数 ① (②+⑤) | 旧耐震基準の住宅 | | 新耐震基準 の住宅 ⑤ | 耐震性を 有する住宅 ⑥ (③+⑤) | 耐震化率 (%) ⑦ (⑥/①) |
|--------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------|
| | 総数 ② (③+④) | 耐震性を 有する ③ | | | |
| 6,835 | 3,235 | 1,520 | 3,600 | 5,120 | 74.9% |



(3) 住宅の耐震化率の目標設定

住宅の老朽化等に伴い、建替えや除却が進み、耐震性を有さない建築物が減少するため、耐震化率は経年とともに向上します。

国の基本方針では、令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としており、山梨県においても国の基本方針と同様に令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

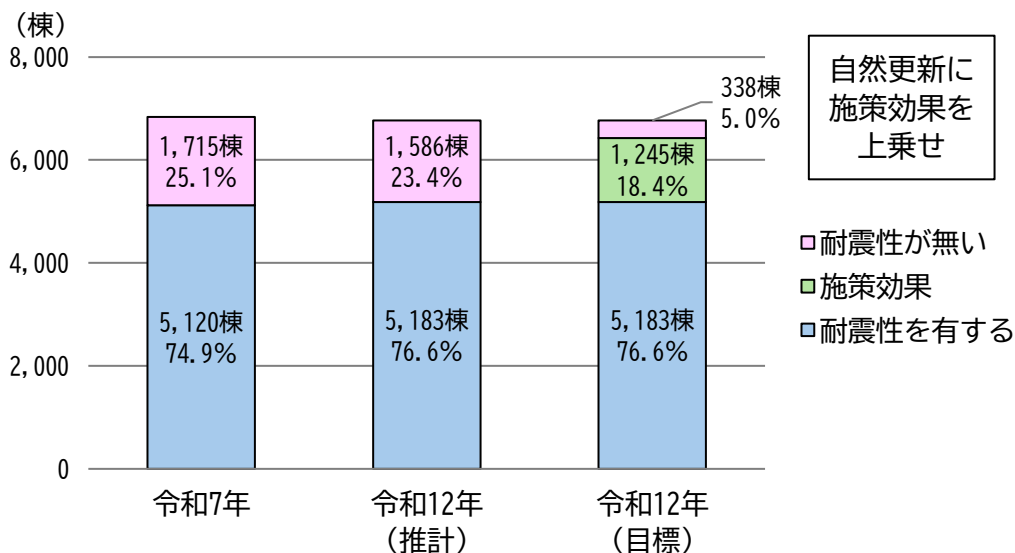
国の基本方針・県の耐震改修促進計画による目標設定、及び本町の耐震化の進捗状況を考慮し、本計画では、令和12年度末における住宅の耐震化率の目標を95%とし、令和17年度末までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

目標を達成するためには、今後5年間で実施される自然更新（建替え等）に加え、的確な施策の実施により、令和12年度末までに1,245戸の耐震化が必要になります。（表1-8）

令和17年度末の概ね解消に向けて耐震化の促進を図ります。

表1-8 住宅の耐震化率の目標 （単位：棟）

| 住宅総数 ① (②+⑤) | 旧耐震基準の住宅 | | | 新耐震基準の住宅 ⑤ | 耐震性を有する住宅 ⑥ (③+⑤) | 耐震化率 (%) ⑦ (⑥/①) |
|--------------------|----------|--------------|-------------|---------------|-------------------------|------------------------|
| | ② | 耐震性を有する ③ | 耐震性が無い ④ | | | |
| 令和7年 | 6,835 | 3,235 | 1,520 | 1,715 | 3,600 | 5,120 74.9% |
| 令和12年（推計） | 6,766 | 3,033 | 1,450 | 1,586 | 3,733 | 5,183 76.6% |
| 令和12年（目標） | 6,766 | 3,033 | 2,695 | 338 | 3,733 | 6,428 95.0% |



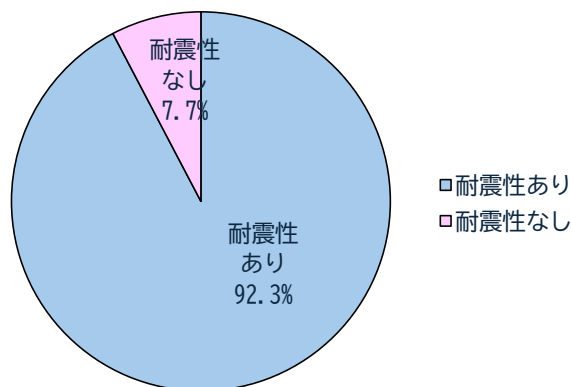
(4) 特定建築物等※の耐震化の現状と目標

町内の多数の者が利用する特定建築物等は、52 棟あります。このうち旧耐震基準の建築物は 28 棟あり、そのうち耐震性を有するものが 4 棟、耐震改修を実施したものが 20 棟あり、新耐震基準の建築物 24 棟を加えた 48 棟が耐震性を有しています。

多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率は、令和 7 年度時点で 92.3% となり目標は達成しています。なお、県有建築物は 100%、町有建築物も 100% となっています。

表 1-8 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状 (単位：棟)

| 多数の者が利用する建築物 | | | | | | 耐震性を有する建築物 ⑦ (③+④+⑥) | 耐震化率 〔令和7年1月1日〕 ⑧ (⑦/①) |
|--------------|-----------|--------------|--------------|----------------|-------------|----------------------------|----------------------------------|
| ① (②+⑥) | 旧耐震基準の建築物 | | | 新耐震基準の建築物 ⑥ | | | |
| | ② | 耐震性を有する ③ | 耐震改修を実施 ④ | | 耐震性が無い ⑤ | | |
| 52 | 28 | 4 | 20 | 4 | 24 | 48 | 92.3 % |



※ 特定建築物等について

本計画において、「特定建築物等」とは、建築基準法等の耐震関係規定に適合するか否かにかかわらず、次に掲げる建築物をいい、法第 14 条に規定する「特定既存耐震不適格建築物等」(建築基準法等の耐震関係規定に適合しない建築物)と区別している。

- ・法第 14 条第 1 号に規定する建築物 (以下「多数の者が利用する建築物等」という。)
- ・法第 14 条第 2 号に規定する建築物 (以下「危険物の貯蔵等の用途に供する建築物等」という。)
- ・法第 14 条第 3 号に規定する建築物 (以下「地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路等を閉塞させる恐れがある建築物等」という。)

また、「多数の者が利用する特定建築物等」を建築物の用途の特性に応じ次の 3 つに区分すると、耐震化の現状は次表のとおりです。

- ・災害時の拠点となる建築物
- ・不特定多数の者が利用する建築物
- ・特定多数の者が利用する建築物

表 1-9 多数の者が利用する特定建築物等の耐震化の現状

(単位：棟)

| 区分 | 用途 | 旧耐震基準の建築物 | 新耐震基準の建築物 | 建築物数 | 耐震性を有する建築物 | 耐震化率 (令和7年) | |
|-----------------|--|-----------|-----------|----------------|------------|----------------|---------|
| | | ① | ② | ③ (①+ ②) | ④ | ⑤ (④/③) | |
| 災害時の拠点となる建築物 | 県庁舎、市役所、町村役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉施設、体育館等 | | 18 | 4 | 22 | 22 | 100.0 % |
| | 公共建築物 | 県 | 5 | 1 | 6 | 6 | 100.0 % |
| | | 町 | 11 | 1 | 12 | 12 | 100.0 % |
| | 民間建築物 | | 2 | 2 | 4 | 4 | 100.0 % |
| 不特定多数の者が利用する建築物 | 百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等 | | 1 | 1 | 2 | 2 | 100.0 % |
| | 公共建築物 | 県 | - | - | - | - | - |
| | | 町 | - | - | - | - | - |
| | 民間建築物 | | 1 | 1 | 2 | 2 | 100.0 % |
| 特定多数の者が利用する建築物 | 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿、事務所、工場等 | | 9 | 19 | 28 | 24 | 85.7 % |
| | 公共建築物 | 県 | 2 | 8 | 10 | 10 | 100.0 % |
| | | 町 | 2 | 7 | 9 | 9 | 100.0 % |
| | 民間建築物 | | 5 | 4 | 9 | 5 | 55.6 % |
| 計 | | | 28 | 24 | 52 | 48 | 92.3 % |
| | 公共建築物 | 県 | 7 | 9 | 16 | 16 | 100.0 % |
| | | 町 | 13 | 8 | 21 | 21 | 100.0 % |
| | 民間建築物 | | 8 | 7 | 15 | 11 | 73.3 % |

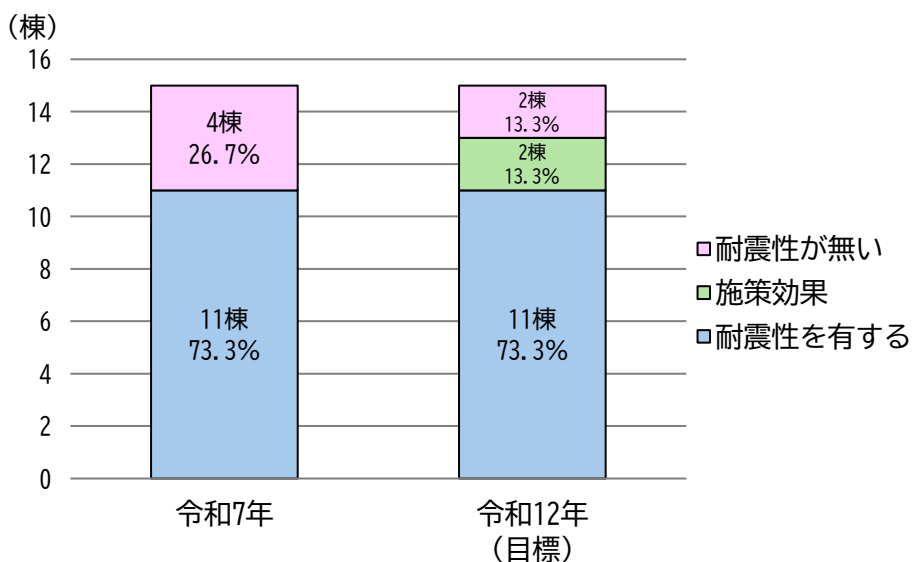
(5) 特定建築物等の耐震化率の目標設定

町有の多数の者が利用する特定建築物等の耐震化率は、令和7年時点で100%となっており目標を達成しています。

民間建築物については、令和7年時点では73.3%となっており、目標に到達していないことから、引き続き令和12年度末までに86.7%とすることを目標に、引き続き的確な施策等を推進し、令和17年度末の概ね解消に向けて耐震化の促進を図ります。

表 1-10 令和7年における多数の者が利用する特定建築物等（民間）の耐震化率の目標
(単位：棟)

| 多数の者が利用する 特定建築物等（民間） の総数 ① (2+5) | 旧耐震基準の建築物 | | | 新耐震 基準の 建築物 ⑤ | 耐震性を 有する 建築物 ⑥ (3+5) | 耐震化率 (%) ⑦ (6/①) |
|--|-----------|------------------|-----------------|------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| | ② | 耐震性を 有する ③ | 耐震性が 無い ④ | | | |
| 令和7年 | 15 | 8 | 4 | 4 | 11 | 73.3% |
| 令和12年（目標） | 15 | 8 | 6 | 2 | 13 | 86.7% |



(6) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状と目標

耐震診断義務付け対象建築物とは、旧耐震基準で建てられた次の3種類になります。

① 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条で規定されるものです。本町では増穂中学校が該当し、耐震化されています。

② 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）※

本計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）となります。（P5参照）

耐震診断の結果の報告期限が令和5年3月31日までとなっていることから、令和4年度までは、耐震診断を確実に実施するよう指導等を行うとともに、耐震性が低いと判断された建築物の所有者に対しては、耐震改修棟の実施を促します。

第2章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1. 耐震化に係る基本的な取り組み方針

災害に強いまちづくりのためには、住宅・建築物の所有者等が、地域の防災対策を自らの問題としてとらえ、建築士等の専門家の意見を聞きながら耐震化に取り組むことが不可欠であり、町はこうした所有者等の取り組みを支援するために必要な施策を講じます。

住宅・建築物の所有者、県、町、建築関係団体等は、相互に連携を図りながら、次に掲げるそれぞれの役割を分担し、本計画を着実に実施することとします。

| | 住宅・建築物の所有者 | 県 | 町 | 建築関係団体 | 建築専門技術者 |
|-------------------------|------------|---|---|--------|---------|
| 耐震診断・耐震改修の実施 | ● | | | | |
| 耐震改修促進計画の策定 | | ● | ● | | |
| 耐震化緊急促進アクションプログラムの策定(※) | | | ● | | |
| 公共建築物の耐震化 | | ● | ● | | |
| 耐震化に関する知識の普及・啓発 | | ● | ● | ● | |
| 耐震化への補助 | | ● | ● | | |
| 所有者等への適切なアドバイス | | | | ● | ● |
| 技術者の養成 | | ● | ● | ● | |

※ 交付金を活用するための要件となっている計画

2. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 専門技術者紹介体制の整備

町内には、耐震化を図るべき住宅等が相当数存在することから、これらの耐震化を円滑かつ適切に促進するためには、専門技術者に関する紹介体制の整備が必要不可欠です。このため、一般社団法人山梨県建築士事務所協会等が実施した耐震診断や耐震改修に関する技術的な講習会及び低コスト工法研修会を受講した建築士の名簿の閲覧を実施して参ります。

(2) 住民への住宅耐震化の啓発

住民に対し、住宅耐震化の啓発のため、耐震診断や耐震改修などに関する情報を容易にわかりやすく解説し、ホームページやパンフレット等に掲載、公開、配布するとともに、一般社団法人山梨県建築士会などの無料相談窓口を紹介しています。

今後もこうした活動を継続し、安心して耐震改修を行うことのできるような環境整備に努めることとします。

3. 地震発生時に通行を確保すべき道路と沿道建築物の耐震化

災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等を確保する必要があるとして、「山梨県地域防災計画」及び「富士川地域防災計画」等で地震時に通行を確保すべき重要な道路として、緊急輸送道路等が位置づけられています。

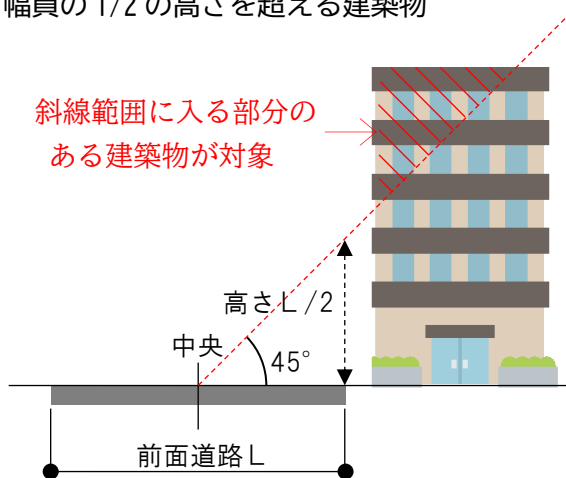
この緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進することは、道路閉塞を防ぎ広域ネットワークを確保し、復旧・復興活動を円滑に進める上で重要となります。

そこで、地震による倒壊によって防災上重要な道路の通行や多数の者の円滑な避難が妨げられることを防止するため「耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路」を次の通り指定します。

表 2-1 耐震改修促進法第6条第3項第1号の適用を受ける道路

| 道路種別 | 路線名 | 起終点 |
|------|----------------|------------------------------|
| 高速道路 | 中部横断自動車道 | 町内全線 |
| 一般国道 | 国道 52 号 (甲西道路) | 国道 52 号との交点 (南側) から南アルプス市境 |
| | 国道 52 号 | 身延町境から甲西道路との交点 |
| | 国道 140 号 | 南アルプス市境から国道 52 号 (甲西道路) との交点 |

①前面道路の幅員が 12m を超える場合
幅員の 1/2 の高さを超える建築物



②前面道路の幅員が 12m 以下の場合
6m の高さを超える建築物

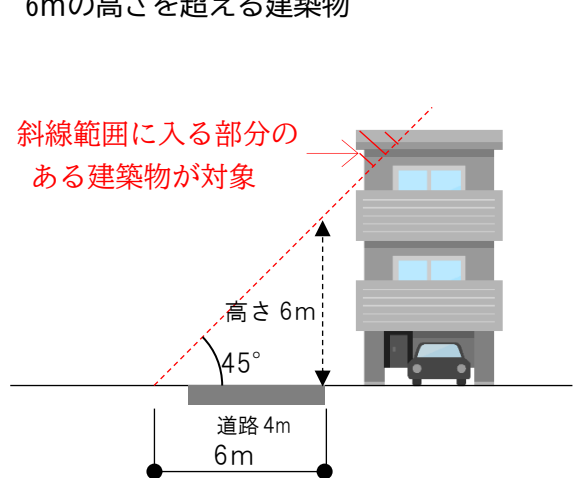


図. 道路を閉塞する一定高さ以上の建築物の例示

(1) 耐震診断の実施及び診断結果報告の義務化

対象となった建築物については、法第7条により、耐震診断及び診断結果報告が義務付けられます。対象建築物の所有者は、下記報告期限までに、耐震診断を実施し、その結果を山梨県に報告する必要があります。

| | |
|---------------|--------|
| 耐震診断結果の報告期限 | |
| 令和5年3月31日 (金) | (消印有効) |

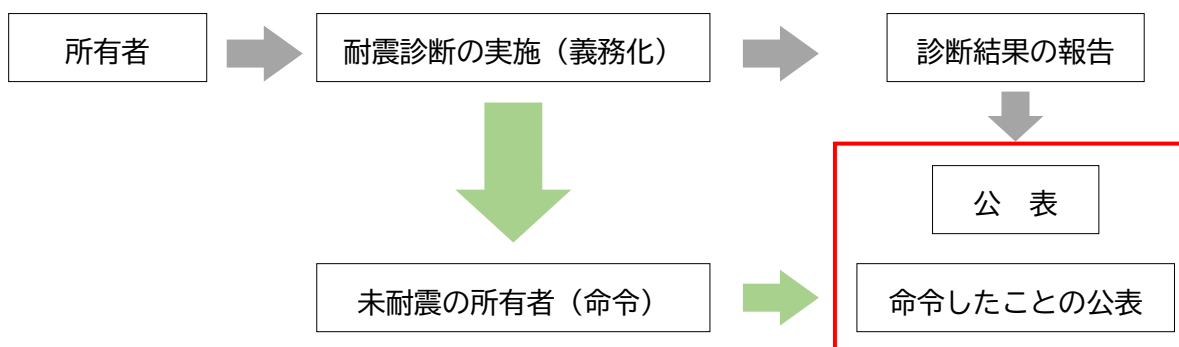
(2) 耐震診断の結果の公表

耐震診断の結果については、法第9条により、山梨県が公表することとなります。公表前に、公表内容について、事前に所有者にお知らせいたします。

(3) 耐震診断未実施者、未報告者について

報告期限までに耐震診断をせず、また、結果の報告がされない場合は、法第8条により所有者に対して、報告命令が行われます。なお、命令内容については、公表されます。

【公表の流れ】



(4) 耐震改修等について

耐震診断の判定結果が「地震に対する安全性の向上を図る必要がある」となった所有者は、建築物が安全になるように耐震改修等の実施に努めてください。

※指定道路の変更等により、対象外となった場合はこの限りではありません。

(5) 法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけるもの

富士川町地域防災計画では、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成し、災害時に輸送の骨格をなす道路である第1次緊急輸送路の他、第1次緊急輸送路を補完し相互に連絡し緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路として第2次緊急輸送路を、そして、緊急輸送路を補完し拠点施設へのアクセスを確保する路線として「山梨県地域防災計画において指定する道路」を緊急輸送路として指定しています。

以上を踏まえ、耐震診断の義務付け対象道路とならないが、耐震化を促進すべき重要な道路として、次の道路を法第6条第3項第2号の適用を受け、かつ防災上重要な道路として本促進計画に位置づけ、沿道の耐震化を促進します。

表 2-2 耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号の適用を受ける道路

| 道路種別 | 路線名 | 起終点 |
|-------|-------------|----------------------------------|
| 主要地方道 | 韮崎南アルプス富士川線 | 国道 52 号 (甲西道路) との交点から南アルプス市境 |
| | 富士川南アルプス線 | 国道 52 号 (甲西道路) との交点から町道追分大柵線との交点 |
| 町道 | 追分大柵線 | 県道富士川南アルプス線交点から県道韮崎南アルプス線との交点 |
| | 平林青柳線 | 富士川町本庁舎から県道韮崎南アルプス富士川線との交点 |
| | 市川三郷鰍沢線 | 国道 52 号 (甲西道路) 交点から市川三郷町境 |

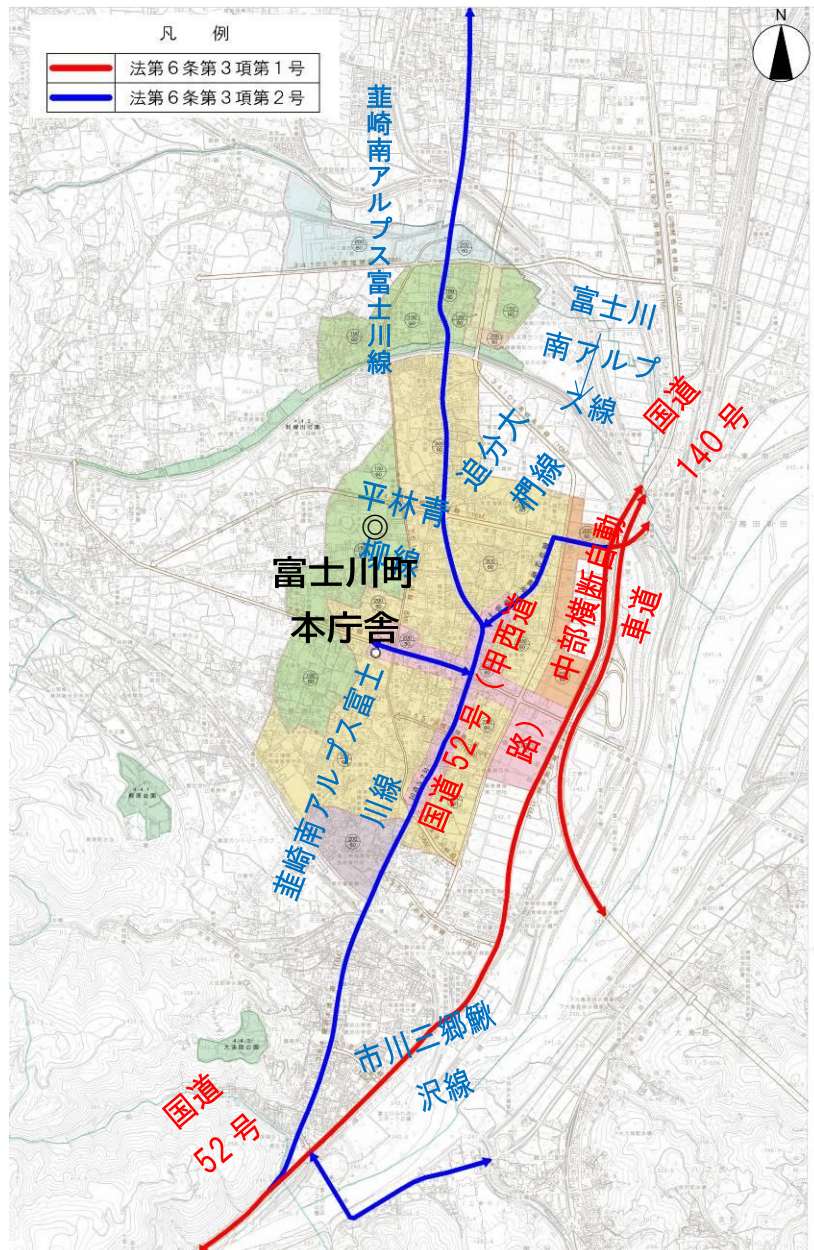


図 2-1 地震発生時に通行を確保すべき道路

4. 地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

(1) 地震発生前の対策

平成 17 年 3 月に発生した福岡県西方沖地震や同年 8 月の宮城県沖の地震等による被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、大空間を持つ建築物の天井、建築物の外壁、商店街のアーケードなどの落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。

このため、富士川町では、県と連携し被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、こうした建築物の所有者等に対しては、適正な維持管理に向け必要な対策を講じるよう指導しており、今後も引き続き、適切に指導します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時には、ブロック塀等の倒壊により、死傷者の発生や道路を塞いで避難や救助活動の妨げとなるなどの危険性が指摘されています。

このことから、ブロック塀等の倒壊の危険性を町民や建物所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法などについてパンフレット等により普及・啓発を行うとともに、建築物防災週間等の機会を捉えて転倒防止を促していきます。

② 窓ガラス・屋外看板等の落下防止対策

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難・救援活動の遅延が懸念されます。

このため、窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性や対策等をパンフレットや広報等で町民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

③ 天井等の非構造部材の安全確認

東日本大震災において、比較的新しい建築物を含め、体育館や劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生しました。これをふまえて、平成 26 年 4 月 1 日に、天井の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

このようなことから、天井の落下等については、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

④ エレベーター、エスカレーター等の安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

また、東日本大震災において、エスカレーター等の脱落事案が複数確認されたことを受け、平成 26 年 4 月 1 日にエレベーター並びにエスカレーター等の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

このため、既設エレベーターやエスカレーターに対する安全性の周知、建物管理者・保守会社や消防等との連携による救出・復旧体制の整備などを進めるとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて建物管理者や利用者等に広く周知を図ります。また、エレベーターやエスカレーターに対する定期検査等の

機会を踏まえて、建築物の所有者等に地震時のリスク等を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

⑤ 家具等の転倒防止

地震が発生すると家具等が転倒し、これにより負傷したり、避難等の妨げになったりします。

このため、身近な地震対策として、家具等の転倒防止についてパンフレット等により普及・啓発に努めます。

(2) 地震発生後の対応

大規模地震等により建築物が被害を受けた場合には、余震等から人命等を守るため、被災建築物応急危険度判定制度[※]に基づき、速やかに判定実施本部を設置し、県に対し被災建築物の判定活動を要請します。

※ 被災建築物応急危険度判定制度は、大規模地震が発生した後の余震等から人命等を守るため、応急危険度判定士（専門の講習会を受講し、登録を申し出た建築士）が、被災した建築物の危険度を判定する制度です。

5. 耐震化の促進を図るための支援策

住民に対し、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、国の耐震診断及び耐震改修の補助制度や税制を活用しながら、住宅・建築物の耐震化を促進します。

(1) 住宅に関する支援策

現在、富士川町が実施している支援事業の概要は、次のとおりです。
引き続きこうした支援事業を広く町民に周知し、住宅の耐震化を促進します。

① 富士川町木造住宅居住安心支援事業

木造住宅を対象に町が実施している支援事業は、次のとおりです。

表 2-3 富士川町木造住宅居住安心支援事業

| 区分 | 耐震診断 | 耐震改修等 | |
|----------|---------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| | | 設計+耐震改修 | 設計+建替え |
| 対象建築物 | 昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅 | | |
| 補助（事業）内容 | 無料の耐震診断を実施 | 耐震改修工事に関する設計及び耐震改修工事について経費の一部を補助 | 建替え工事に関する設計及び建替え工事について経費の一部を補助 |
| 補助率 | 全額町負担 | 定額 ただし耐震改修工事費を限度 | |
| 補助限度額 | | 143万7,500円 | |
| 事業期間 | (年度ごとの実施となるため、詳細は町のホームページなどをご確認ください。) | | |

※ 耐震改修工事の実施に伴い、低コスト工法を利用した住宅に対して、県が20万円（定額）を直接補助します。

② 富士川町木造住宅耐震シェルター設置事業費補助

木造住宅耐震シェルターの設置に対して町が実施している支援事業は、次のとおりです。

表 2-4 富士川町木造住宅居住安心支援事業

| | |
|--------|--|
| 事業内容 | 木造住宅に耐震シェルターを設置する経費に対する補助 |
| 対象 | 耐震診断による総合評点が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置する経費に係る補助（ただし、その他の耐震改修に係る補助を受けていないこと） |
| 事業主体 | 個人 |
| 補助率（額） | 対象経費以内かつ36万円を限度とする。 |
| 規程 | 富士川町木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱 |

(2) 狭あい道路拡幅整備事業

本町では、安全・安心なまちづくりや良好な住環境の整備を推進するため、幅員 4m未満の道路について、道路に隣接する土地の所有者にご協力いただき拡幅整備を進めています。

表 2-5 富士川町狭あい道路拡幅整備事業費補助制度

| 補助対象工事 | 工事等の内容 | 補助金額 |
|--------------------------|---|-----------------------------------|
| フェンス、板塀、ブロック塀、擁壁類、門等の撤去費 | 道路拡幅用地内にあるフェンス、ブロック塀、擁壁類等を撤去し、土地を整地する工事 | 11,200 円/m ³ |
| 生け垣の新設費 | 道路の後退線の建築敷地内に新たに生け垣を設置する工事 | 生け垣新設 5,000 円/m 支柱購入 2,000 円/m |
| 擁壁類の新設費 | 道路の後退線の建築敷地内に新たに安全な擁壁類（境界ブロックを除く。）を設置する工事 | 12,600 円/m |
| 隅切り奨励金 | 隅切り用地部分を寄付していただいた場合 | 計算式により算定した額 （千円未満切り捨て） |

※補助金の額は、補助単価限度額を超えない範囲とし、1)～3)の区分毎に対象経費に補助率を乗じた額を合計した額とする。（千円未満切り捨て）

※補助金の合計額は、1回の申請につき 300,000 円を上限とする。

(3) 各種認定制度等による耐震化促進

平成 25 年の法改正では、建築物の耐震改修の促進策が複数設けられました。これら制度に関しては、戸建住宅や共同住宅（マンション）も活用可能な制度で、今後もより一層、建築物の耐震化を促進していきます。

① 耐震改修工事に伴う容積率、建ぺい率等の緩和（法第 17 条）

これまで耐震改修を行う際に、床面積が増加することから、有効に活用できない耐震改修工法がありました。

今後、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められ、耐震改修工法の拡大が図れます。

② 建築物の地震に対する安全性の表示制度（法第 22 条）

建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。



③ 区分所有建築物の議決要件の緩和（3/4→1/2）（法第 25 条）

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、認定を受けた区分所有建築物は、区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第 17 条）に規定する共用部分の変更決議について 3/4 以上の同意から 1/2 超（過半数）の同意に緩和されます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

耐震化を促進するために、住民に対する地震災害の情報や耐震化の重要性、耐震改修に関する様々な情報を発信し、意識の啓発及び知識の普及に努めます。

1. 相談体制の整備及び情報提供の充実

富士川町では、県や一般社団法人山梨県建築士会及び一般社団法人山梨県建築士事務所協会等と連携を図りつつ、町民からの耐震診断や耐震改修等の相談に対応します。また、県と連携のもと、耐震改修工事の実例集などを拡充整備し、耐震改修を実施しようとする町民に対し、わかりやすい情報の提供に努めることとします。

2. パンフレットの作成・配布や講習会の開催

富士川町では、耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断等に関するパンフレットの他、耐震改修工事の実例集などを整備し、相談窓口等において配布しています。今後も、建築物の耐震化を促進するため、ホームページ等への掲載やパンフレットの作成・配布等により、町民に対し各種の情報提供に努めることとします。

3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備の更新やバリアフリー化等を目的としたリフォームにあわせて耐震改修工事を行うことは効果的であり、これを普及させるため、富士川町では県と協力のもと耐震改修工事の実例集等のパンフレットを整備し、耐震性の確保への啓発を図ります。

また、リフォームに関する相談窓口を、県や町及び一般社団法人山梨県建築士会に設置し、リフォーム工事に関する相談を受けるとともに、建築関係団体等で構成する山梨県ゆとりある住生活推進協議会が運営するホームページ「やまなし住まいのプロ・情報ナビ」(<http://www.jutaku-navi.jp/>)においても、耐震改修等に関する情報の提供に努めます。

なお、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」(<http://www.refonet.jp/>)等の活用を通じて、リフォームに関する情報を町民に紹介します。

4. 自治会等との連携に関する事項

地震防災対策の基本は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」であることから、富士川町では各自治会と連携して地域ぐるみでの意識啓発や耐震診断及び耐震改修の実施に向けた情報提供等を実施しています。

今後も、地域の自治会や自主防災組織と連携して住宅等の耐震化が促進されるよう、引き続き情報提供等に努めます。

5. 耐震啓発ローラー作戦による啓発

木造住宅の耐震化へのきめ細やかな普及啓発と耐震診断・補強工事を推進するため、県、市町村、自治会、建築士等が連携し、古い木造住宅が密集している地区等を中心に各戸訪問を実施し、耐震化への普及啓発と相談、補助制度の紹介・申し込みの受け付けを実施しています。

6. 県、市町村、建築関係団体による連携

県内の住宅・建築物の耐震化を促進するため、県、市町村、建築関係団体で連携して、「山梨県住宅・建築物耐震化促進連絡会議」を平成24年3月に設立しました。連絡会議では、行政職員のスキルアップのための研修会の開催や建築物の耐震化の促進に関する情報の共有を図るとともに、施策や補助制度等の検証等を行っております。

【構成メンバー】

- (一社) 山梨県建築士会
- (一社) 山梨県建築士事務所協会
- (一社) 山梨県建築設計協会
- (一社) 山梨県建設業協会

山梨県建設組合連合会

- (一社) 山梨県木造住宅協会

山梨県

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、富士河口湖町、西桂町、道志村、富士川町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村

7. 税制の周知・普及

耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置等が受けられます。その概要は次のとおりです。

今後も、県と連携し、税制の周知・普及に努めます。

表 3-1 税制の概要

| 項目 | 内容 |
|--------------|--|
| 所得税 | 個人が、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合には、標準的な工事費用相当額（補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額）の10%相当額を所得税額から控除することができます。（最高25万円） |
| 住宅ローン減税（所得税） | 耐震改修工事を行い、令和3年12月31日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除できます。（現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象） |

※詳細は税務署にご相談ください。なお、この内容は、税制改正等に変更されることがあります。

第4章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための指導等

1. 耐震改修促進法による指導等

(1) 耐震診断義務付け対象建築物に対する指導等

(要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の場合)

所管行政庁(山梨県)は、所有者に対して、その周知を図るとともに、必要に応じて指導等を行います。

①耐震診断義務付け対象建築物である旨の周知

対象建築物の所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務があることを、戸別訪問等により十分な周知をし、確実な実施を促します。

②報告期限までに耐震診断の結果を報告しない場合の指導等

報告期限である令和5年3月31日までに、耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、文書の送付により、報告を促します。

それでもなお報告しない場合は、法第8条に基づき、所有者へ相当の期限を定めて、その報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

③耐震診断の結果の公表

所管行政庁は、耐震診断結果の報告を受けた後に、法第9条に基づき、報告内容をホームページ等により公表します。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等

所管行政庁は、全ての特定既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法における規制対象一覧参照)の所有者に、必要に応じて指導及び助言を行うものとします。

①指導及び助言(法第15条第1項)

耐震化の必要性等を説明するとともに、耐震化の実施について文書等により指導及び助言を行います。

②指示(法第15条第2項)

指示対象となる特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震化が行なわれていない所有者に対して、必要に応じて、実施すべき事項を記載した文書等により指示します。

③公表(法第15条第3項)

指示を受けた所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合には、ホームページ等により公表をします。

2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

前述の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等を行わない建築物のうち、建築基準法第10条の規定に該当する建築物については、その所有者等に対し、同条の規定に基づく勧告又は命令を行います

■耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

| 用途 | | 特定既存耐震不適格建築物の要件 | 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 | 耐震診断義務付け対象建築物の要件 |
|---|-------------------------------|---|----------------------------------|--|
| 学校 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。 | 階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。 | 階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。 |
| | 上記以外の学校 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | | |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの） | | 階数1以上かつ1,000㎡以上 | 階数1以上かつ2,000㎡以上 | 階数1以上かつ5,000㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | | | | |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | | |
| 集会場、公会堂 | | | | |
| 展示場 | | | | |
| 卸売市場 | | | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| ホテル、旅館 | | | | |
| 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿事務所 | | | | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの | | 階数2以上かつ1,000㎡以上 | 階数2以上かつ2,000㎡以上 | 階数2以上かつ5,000㎡以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | | | |
| 幼稚園、保育所 | | 階数2以上かつ500㎡以上 | 階数2以上かつ750㎡以上 | 階数2以上かつ1,500㎡以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 遊技場 | | | | |
| 公衆浴場 | | | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | | |
| 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。） | | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物 | 500㎡以上 | 階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る） |
| 避難路沿道建築物 | | 耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） | 左に同じ | 耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） |
| 防災拠点である建築物 | | | | 耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物 |